

横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業

入 札 説 明 書

平成 17 年 4 月

横 浜 市

目 次

1 . 入札説明書の位置付け	1
2 . 本事業の概要.....	2
(1)事業名.....	2
(2)対象となる施設の概要等.....	2
(3)事業内容.....	3
(4)各業務の要求水準等.....	3
(5)事業スケジュール.....	4
(6)予定価格.....	4
(7)適用法令等.....	4
3 . 入札参加に関する条件等	7
(1)入札参加者が備えるべき資格.....	7
(2)入札参加資格確認基準日等.....	9
(3)入札に関する留意事項.....	10
4 . 入札手続等に関する事項	12
(1)入札スケジュール.....	12
(2)入札手続.....	12
5 . 落札者の決定.....	19
(1)最優秀提案者の選定方法.....	19
(2)審査委員会の設置.....	19
(3)審査の方法.....	19
(4)審査基準.....	19
(5)落札者の決定.....	19
(6)審査委員会事務局.....	19
6 . 落札者決定後の措置.....	20
(1)特別目的会社(S P C)の設立.....	20
(2)契約の手続き.....	20
(3)選定事業者の権利義務等に関する制限.....	21
(4)市と選定事業者の責任分担.....	22
7 . サービスの対価の支払条件.....	23
(1)サービスの対価の支払い.....	23
(2)物価変動に伴う管理の対価改定の考え方.....	25
(3)管理の対価の減額等.....	26
(4)その他.....	26

8	法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
	(1)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
	(2)資金調達上の支援措置の適用.....	27
9	その他	27
	(1)選定事業者が付保する保険等.....	27
	(2)苦情申立て.....	27
	(3)関連情報を入手するための照会窓口等	27
10	附属資料	28

1. 入札説明書の位置付け

この入札説明書（以下「本説明書」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、改正平成 15 年法律第 132 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業及び入札にかかる条件を提示するものである。

本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象であり、入札手続は、地方公共団体の物品または特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

本事業の基本的な考え方については、平成 16 年 12 月 17 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針に関する質問等回答書及び業務要求水準書（案）に関する質問等回答書を必要に応じて反映しているため、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、附属資料の 1「業務要求水準書」、2「落札者決定基準」及び 3「様式集」は、本説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

入札説明書等と実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問等回答書、要求水準書（案）に関する質問等回答書及び実施方針に関する質問等回答書によることとする。

2. 本事業の概要

本事業の概要は以下のとおりである。

(1)事業名

横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業

(2)対象となる施設の概要等

施設の立地条件

項目	内容
建設予定地	横浜市鶴見区小野町 6 番地、10 番地ほか
敷地面積	約 29,200 m ²
用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火指定	準防火地域
高度地区	第 7 種高度地区に準ずる

施設の概要

項目		内容	規模等
校舎	管理諸室	校長室、事務室、職員室、会議室、保健室、休養室・更衣室、進路相談室、進路学習室等	延床面積は建築基準法上の床面積 25,000 m ² (± 4%以内)とすること。
	学習諸室	生命科学諸室、ナノテク・材料諸室、環境化学諸室、情報諸室、理科・実験室諸室、普通教室、選択教室等	
	共用部	ロッカーコーナー、生徒用玄関、廊下、便所、ごみ置場、危険物倉庫等	
共用施設		交流センター、ホール、セミナーハウス、図書室、食堂	
屋内体育施設		アリーナ、柔道場、剣道場等	
屋外体育施設等	建造物	プール用更衣室・倉庫・ろ過室、外部便所、器具庫、部室	
	グラウンド	陸上トラック等	
	グラウンド附帯設備	防球ネット、防砂ネット、グラウンド散水栓、グラウンド放送設備、グラウンド照明設備等	
	プール	プール、滅菌装置、ろ過装置、ポンプ類等	
外構等		フェンス、敷地内舗装、駐車場、駐輪場、温室、ピオトープ、植栽等	
駐車場台数		33 台以上(うち 3 台車椅子対応)	
駐輪場台数		150 台以上	

(3)事業内容

PFI 法第 2 条第 5 項の規定により本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）は、横浜市立科学技術高等学校（仮称）（以下「本施設」という。）の設計及び建設を実施した後、市に所有権を移転し、管理業務及び食堂運営業務を遂行する方式（BTO（Build Transfer and Operate））により実施する。

以下に、本事業における主な業務を示す。

設計・建設段階

- ・ 事前調査業務（必要に応じて実施）
- ・ 宅地造成業務（必要に応じて実施）
- ・ 本施設の設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 本施設の建設業務及びその関連業務
- ・ 什器備品の整備及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 市への引渡し及び所有権移転業務

運営・維持管理段階

ア.管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 植栽・外構等管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 安全管理業務
- ・ 什器備品保守管理業務
- ・ 図書室管理業務
- ・ 地域開放施設管理業務

イ.食堂運営業務

ウ.付帯事業(任意)

大規模修繕は本事業には含まないものとする。なお、大規模修繕とは、外壁や屋上の全面改修、トイレやエレベーター等の設備の全面更新、内装の全面更新等に相当する場合で市が予め認めたものをいう。

(4)各業務の要求水準等

本事業の各業務について要求する水準は、附属資料 1「業務要求水準書」等によるものとする。

(5)事業スケジュール

事業スケジュールは次を予定している。

契約等の締結時期

ア.基本協定の締結時期	平成 17 年 10 月
イ.仮契約の締結時期	平成 17 年 12 月
ウ.事業契約の締結に係る議会議決 (本契約の締結)	平成 18 年 2 月

事業期間

ア.設計・建設期間	平成 18 年 2 月～平成 20 年 12 月 24 日
設計・建設	平成 18 年 2 月～平成 20 年 12 月 24 日
市への引渡し	平成 20 年 12 月 24 日
イ.運営・維持管理期間	引渡し日～平成 33 年 3 月末
管理	引渡し日～平成 33 年 3 月末
開校	平成 21 年 4 月 1 日
食堂運営	平成 21 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月末

上記に提示した本施設の管理及び食堂運営の期間は概要であり、詳細な業務毎の事業期間については附属資料 1「業務要求水準書」等に示す通りとする。

(6)予定価格

14,344,072,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(7)適用法令等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は次の関連する法令等を遵守すること。

仕様書、標準図等については最新版を適用する。

なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めることとする。

法令等

ア.適用法令

- ・ 地方自治法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法

- ・下水道法
- ・河川法
- ・水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・高圧ガス取締法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・駐車場法
- ・電気事業法
- ・学校教育法
- ・学校保健法
- ・その他の関連法令等

イ. 条例等

- ・横浜市建築基準条例
- ・横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例
- ・横浜市福祉のまちづくり条例
- ・横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（ハートビル条例）
- ・横浜市火災予防条例
- ・緑の環境をつくり育てる条例
- ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・横浜市生活環境の保全等に関する条例
- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・横浜市駐車場条例
- ・高等学校設置基準
- ・高等学校施設整備指針

- ・その他の関連条例等

適用基準

ア.建築工事

- ・横浜市建築局建築工事特記仕様書
- ・横浜市建築局建築工事特則仕様書
- ・建築工事共通仕様書
- ・建築工事監理指針
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築鉄骨設計標準及び同解説

イ.電気設備工事

- ・横浜市建築局電気設備工事特則仕様書
- ・電気設備工事施工マニュアル
- ・公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- ・公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- ・電気設備工事施工監理指針

ウ.機械設備工事

- ・横浜市建築局機械設備工事特則仕様書
- ・機械設備工事施工マニュアル
- ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- ・公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- ・機械設備工事施工監理指針

エ.土木工事

- ・横浜市土木工事共通仕様書
- ・校地整備に係る特記仕様書
- ・土木工事施工監理基準
- ・標準構造図集（横浜市教育委員会）
- ・道路構造物標準図集
- ・横浜市下水道設計標準図
- ・横浜市排水設備要覧
- ・公園緑地施設標準図集
- ・砕石スクリーニングス舗装工施工管理基準
- ・支柱等に使用する丸太材に関する特記仕様書

3. 入札参加に関する条件等

(1)入札参加者が備えるべき資格

入札参加者の構成等

ア.本事業の入札参加者は、本施設の設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、工事監理業務にあたる者、管理業務にあたる者及び食堂運営業務にあたる者を含むこと。

イ.入札参加者のうち、「6. - (1)」に示す特別目的会社に必ず出資する者を「構成員」とし、特別目的会社への出資を予定していない者で、事業開始後、当該特別目的会社から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「協力会社」とすること。入札参加資格確認申請時において「構成員」又は「協力会社」のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ.入札参加資格確認申請時までには構成員の中から代表企業を選定し、必ず代表企業が以降の入札手続を行うこと。

エ.代表企業の変更はいかなる場合も認めない。入札参加資格確認申請後において、構成員及び協力会社の変更及び追加は認めない。ただし、入札提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情であると認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加は認めるものとする。

オ.構成員及び協力会社並びにその企業と資本面もしくは人事面において関連がある者は、他の入札参加者の構成員及び協力会社になることはできない。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう。(「資本面もしくは人事面において関連がある」の定義は以下、同じ。)

構成員及び協力会社の参加要件

入札参加者の構成員及び協力会社は、必ず下記の参加要件を満たすこと。

ア.横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。

イ.「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」(以下、「指名停止措置要綱」という。)に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

ただし、指名停止措置要綱別表第1の契約違反及び事故等に基づく措置基準7または8に該当するもので、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合は、この限りでない。

ウ. 次の法律の規定による申し立て又は通告がなされていない者であること。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申し立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

エ. 市が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社昭和設計及び西村ときわ法律事務所、並びにこれらの企業と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

オ. 審査委員の所属する企業及びその企業と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

各業務にあたる者の資格等要件

入札参加者の構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、管理及び食堂運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の資格要件を満たすものとする。

各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めることとする。ただし、建設業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。資本面又は人事面において関連がある者同士が建設業務と工事監理業務にあたることも認めない。

ア. 設計業務にあたる者

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・市における一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。
- ・平成 7 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書受付締切日までの間に終了した設計業務で、学校教育法で定める学校の施設の設計業務実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式で最大出資者として履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
- ・設計業務にあたる者が複数である場合は、上記 3 つの参加要件を参加者すべてで満たせばよいものとする。

イ. 建設業務にあたる者

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- ・市の平成 17・18 年度一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「建

築」に登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。

- ・建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査(建築)に係る総合評定値が 1,100 点以上の者であること。建設業務にあたる者が複数である場合には、このうちの 1 者が上述の総合評定値を満たせばよいものとする。
- ・平成 7 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書受付締切日までの間に完成した工事で、1 棟の延べ床面積が 15,000 m²以上の建築物の元請としての施工実績を有すること。建設業務にあたる者が複数である場合には、このうちの 1 者が満たせばよいものとする。

他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式で最大出資者として履行したことを証明できる場合(契約書の写しの提出等)に限ることとする。

ウ.工事監理業務にあたる者

- ・上記「ア.設計業務にあたる者」に求める要件と同等のものとする。

エ.管理業務にあたる者

- ・市の一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において営業種目として委託関係の営業種目のいずれかの種目で登録を認められている者及びその営業を継承した者として認められるものであること。
- ・管理業務の遂行において担当する業務に必要な資格(許認可、登録等)を取得していること。

オ.食堂運営業務にあたる者

- ・食堂運営業務の遂行において担当する業務に必要な資格(許認可、登録等)を取得していること。
- ・平成 7 年 4 月 1 日以降に学校や事業所内等での食堂運営について 1 年以上の実績を有していること。

(2)入札参加資格確認基準日等

入札参加資格確認基準日は入札参加資格確認申請書受付締切日とする。

入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力会社のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。

開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員または協力会社のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

落札者決定日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員ま

たは協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結せず、または落札者の設立した特別目的会社と事業契約を締結しない。

(3)入札に関する留意事項

入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

入札保証金及び契約保証金

ア.入札保証金

免除する。

イ.契約保証金

免除する。

ただし、落札者が設立する特別目的会社は、設計、建設請負工事及び工事監理の履行を確保するため、設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、工事監理業務にあたる者をして、設計費、建設請負工事費、工事監理費に相当する費用の各 10% に相当する金額について、該当する各業務の開始までに市又は特別目的会社を被保険者とする履行保証保険の契約を締結させ、履行保証保険証券を横浜市教育委員会高等学校教育課に提出すること。

特別目的会社を被保険者とする履行保証契約を締結する場合は、特別目的会社の費用で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険請求権につき、市を質権者とする質権を設定するものとする。

提出書類の取扱い

入札参加資格確認審査に関する提出書類及び入札提案書類の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア.入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

イ.複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

ウ.入札提出書類の使用等

市は、入札参加者から提出された入札提案書類を、最優秀提案者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

エ.入札提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

オ.提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。カ.市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。キ.入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

その他

ア.入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ.入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ.入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ.市は、入札参加者が談合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

4. 入札手続等に関する事項

(1)入札スケジュール

落札者の選定等は以下の日程で行う予定である。

スケジュール	内容
平成 17 年 4 月 28 日 (木)	入札公告
平成 17 年 4 月 28 日 (木) ~ 平成 17 年 6 月 10 日 (金)	入札説明書等の交付
平成 17 年 5 月 9 日 (月) ~ 5 月 13 日 (金)	入札説明書等に関する質問受付 (第 1 回)
平成 17 年 6 月 3 日 (金)	入札説明書等に関する回答公表 (第 1 回)
平成 17 年 6 月 8 日 (水) ~ 6 月 10 日 (金)	入札参加資格確認申請書等の受付
平成 17 年 6 月 17 日 (金)	入札参加資格確認審査結果の通知
平成 17 年 6 月 20 日 (月) ~ 6 月 22 日 (水)	入札説明書等に関する質問受付 (第 2 回)
平成 17 年 7 月 15 日 (金)	入札説明書等に関する回答公表 (第 2 回)
平成 17 年 6 月 20 日 (月) ~ 6 月 28 日 (火)	入札参加資格がないと認められた場合の理由説明の申立て
平成 17 年 7 月 5 日 (火)	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成 17 年 8 月 22 日 (月) ~ 8 月 23 日 (火)	入札提案書類の提出受付
平成 17 年 8 月 24 日 (水)	開札
平成 17 年 10 月 (予定)	最優秀提案者の選定
平成 17 年 10 月 (予定)	落札者の選定及び公表
平成 17 年 10 月 (予定)	基本協定締結
平成 17 年 12 月 (予定)	選定事業者との仮契約締結及び公表
平成 18 年 2 月 (予定)	事業契約に係る議会の議決 (本契約締結)

(2)入札手続

入札に関する手続等は以下のとおりである。

入札説明書等の交付

下記に示す期間、市において入札説明書等を交付する。

また、設計を担う者としての入札参加希望者を対象として、1社あたり1枚、要求水準書別紙関係の一部データを CD-ROM に保存したもの (要求水準書参照) も配布する。

交付期間：平成 17 年 4 月 28 日 (木) ~ 平成 17 年 6 月 10 日 (金)

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

交付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

交付場所：横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
TEL 045-671-3743
FAX 045-681-1451
E-mail ky-kagikopfi@city.yokohama.jp

なお、入札説明書等は、下記ホームページにも掲載する。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/sidou2/koukou/kagiko/index.html>

質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付は、以下の手順により行う。

ア.質問方法

質問書提出届（第 1 回は「質問書提出届（第 1 回）」（様式 1-1）、第 2 回は「質問書提出届（第 2 回）」（様式 1-3））に必要事項を、質問書（第 1 回は「質問書（第 1 回）」（様式 1-2）、第 2 回は「質問書（第 2 回）」（様式 1-4））に質問事項を記載の上、当該電子ファイル（Word ファイル等）を電子メールにて送信するか、又は当該電子ファイルを保存した CD-ROM を持参又は郵送すること。

なお、第 2 回の質問書提出時には、代表企業が構成員等の質問書を取りまとめて提出すること。

電話、FAX 及び口頭による質問は受け付けない。

なお、電子メールによる送信の場合、原則として着信確認の返事は行わない。

また、下記、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

イ.受付期間

第 1 回：平成 17 年 5 月 9 日（月）～5 月 13 日（金）

第 2 回：平成 17 年 6 月 20 日（月）～6 月 22 日（水）

（持参する場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、郵送・電子メールの場合は最終日の午後 5 時必着）

ウ.受付場所：横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
TEL 045-671-3743
FAX 045-681-1451
E-mail ky-kagikopfi@city.yokohama.jp

エ.質問への回答公表

第 1 回質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、横浜市ホームページにて公表する。

第 2 回質問及び質問に対する回答は一括し、入札参加資格確認審査に合格した入

札参加者の代表企業に対して通知する。

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、横浜市ホームページにて公表する。

回答公表予定日は以下のとおりである。

第1回：平成17年6月3日（金）

第2回：平成17年7月15日（金）

入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は、「3.入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、入札参加資格確認申請書（様式2-1～様式2-11）及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加資格申請書等の資料詳細及び様式については様式集を参照のこと。

提出は代表企業が行うこと。

ア.受付期間：平成17年6月8日(水)～6月10日(金)（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ.受付場所：横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

ウ.提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、受付期間に必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

a.持参する場合

封皮に代表企業の名称若しくは商号、本事業名及び「6月 日提出、入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして上記ア.に示す受付期間に、上記イ.に示す場所に提出すること。

b.郵送により提出する場合

二重封筒とし、入札参加資格確認申請書等を中封筒に入れ封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様に、代表企業の名称若しくは商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「6月 日提出、入札参加資格確認申請書等書類在中」と朱書きし、上記ア.に示す受付期間に上記イ.に示す送付先に、必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

入札参加資格確認審査結果の通知

平成17年6月17日（金）付けで、入札参加資格確認審査の結果を入札参加者に通知し、合格者に対して、入札説明書等に定める提案書類審査に必要な資料の提出を要請する。

なお、入札参加資格確認審査の結果、不合格となった者は、市に対して不合格とした理由について、入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書(様式 2-12)を提出し、説明を求めることができる。

ア.提出期間:平成 17 年 6 月 20 日(月)~6 月 28 日(火)(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

イ.受付場所:横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

ウ.提出方法:書面は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、提出期限までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

市は、上記説明を求められた時は、平成 17 年 7 月 5 日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

入札提案書類等の提出

入札参加資格確認審査合格者は、入札提案書類(様式 3-1~様式 7-9、「入札辞退届(様式 3-3)」を除く)を提出すること。

入札提案書類の詳細及び様式は様式集による。

提出は代表企業が行うこと。

ア.提出期間:平成 17 年 8 月 22 日(月)~8 月 23 日(火)(午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

イ.受付場所:(持参)横浜市役所 2 - G 会議室(関内駅前第二ビル 2 階)
(郵送)〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課

ウ.提出方法:持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、提出期限までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

a.持参する場合

「入札書」(様式 4-1)は封筒に入れて、封印の上、提出すること。

また、「入札価格内訳書」(様式 4-2)「設計・建設の対価支払表」(様式 4-3)「管理の対価支払表」(様式 4-4)「工事費積算内訳書」(様式 4-5)「什器備品整備内訳書」(様式 4-6)及び「管理の対価内訳書」(様式 4-7)は、入札書(様式 4-1)とは別の封筒にまとめて入れて提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の名称若しくは商号及び「8 月 24 日開札、入札書在中」、「8 月 24 日開札、入札価格に関する提案書類等在中」と朱書きして、上記ア.に示す提出期間に、上記イ.に示す受付場所に提出すること。

なお、代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 4-8-1 又は 4-8-2)を

添付（封入しない）すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

設計・建設に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）、管理、食堂運営に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）及び事業計画に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）については、一括して提出すること。

b.郵送により提出する場合

二重封筒とし、「入札書」(様式 4-1)及び「入札価格内訳書」(様式 4-2)、「設計・建設の対価支払表」(様式 4-3)、「管理の対価支払表」(様式 4-4)、「工事費積算内訳書」(様式 4-5)、「什器備品整備内訳書」(様式 4-6)及び「管理の対価内訳書」(様式 4-7)の 2 種類をそれぞれ別の中封筒に入れ、封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様にそれぞれ代表企業の名称又は商号等を朱書きし、外封筒の封皮には「8月24日開札、入札書等在中」と朱書きし、上記ア.に示す提出期限までに、上記イ.に示す送付先に必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

設計・建設に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）、管理、食堂運営に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）及び事業計画に係る提案に関する提出書類（正本及び副本）は、一括して上記ア.に示す日時提出期限までに、上記イ.に示す送付先に必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

開札

ア 日時

平成 17 年 8 月 24 日（水）午前 10 時

イ 場所

横浜市中区港町 1 - 1

横浜市役所 2 - G 会議室（関内駅前第二ビル 2 階）

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状(様式 4-8-1 又は様式 4-8-2)を提出しなければならない。

キ 入札参加者又はその代理人は、市が特にやむ得ない事情があると認められた場合のほ

か、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア)公正な執行を妨げようとした者

(イ)公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がないときは、再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、原則として初度と再度の2回を限度とする。また、再度入札は市が指定する日時に行う。

コ 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

ア 入札説明書等に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

イ 入札公告及び入札説明書等に示した競争参加資格のない者のした入札

ウ 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

エ 郵送により入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札

オ 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札

カ 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

キ 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札

ク その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退書(様式 3-3)を市に持参により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

ア.提出期限

開札の終了まで

イ.提出場所

横浜市教育委員会事務局 高等学校教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等においては、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

提案内容に関するヒアリング等の実施

上記の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であった入札参加者に対し、必要に応じて当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する予定である。

実施時期及び開催場所は、入札価格が予定価格の範囲内であった入札参加者の代表企業に対して、後日連絡する。

審査結果の通知

審査結果は、入札提案書類を提出した入札参加者の代表企業に対して通知する。

審査結果の公表

提案内容審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、横浜市ホームページへの掲載、及びその他適宜の方法により、速やかに公表する。

5. 落札者の決定

(1)最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定は二段階で実施する。

まず、入札参加資格確認審査により、入札提案書類等の提出者を決定する。

提案書類審査では、入札価格と事業提案の審査を実施し、総合評価により最優秀提案者を選定する。

(2)審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等で構成する「横浜市 PFI 事業審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)により、提出された書類の審査を行う。

審査委員会は次の5名で構成される。

なお、本事業の入札に参加しようとする者が、入札公告日以降、落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は入札参加資格を失うことがある。

	氏名	所属・役職
委員長	溝口 周二	横浜国立大学経営学部教授
委員	池田 陽子	山田・池田法律事務所
委員	上野 淳	首都大学東京大学院建築学教授
委員	小島 謙一	横浜市立大学研究院長
委員	中村 玲子	政策研究大学院大学教授

備考：敬称略、五十音順

(3)審査の方法

審査委員会は、附属資料2「落札者決定基準」に従って、提案の審査を行う。

(4)審査基準

審査基準については、附属資料2「落札者決定基準」を参照すること。

(5)落札者の決定

市は、審査委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

(6)審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、横浜市総務局公共事業調査課とする。

6. 落札者決定後の措置

(1)特別目的会社(S P C)の設立

落札者は、本事業を実施するため、事業契約（仮契約）の締結前までに、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社を横浜市内に設立する。

なお、入札参加者の構成員は当該会社に対して出資するものとし、その出資比率は全体の100分の50を超えるものとする。

(2)契約の手続き

基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、「基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

事業契約の締結

ア 特別目的会社と市は、落札者決定後3か月以内に提案内容及び「特定事業仮契約書(案)」に基づいて特定事業仮契約を締結しなければならない。特定事業仮契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務、工事監理業務、管理業務、食堂運営業務及び付帯事業に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

イ 事業契約締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

ウ 特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

エ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

オ 事業契約締結後、契約に違反し又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

カ 選定事業者は、入札提案書の「入札価格内訳書」（様式4-2）、「設計・建設の対価支払表」（様式4-3）、「管理の対価支払表」（様式4-4）、「工事費積算内訳書」（様式4-5）、「什器備品整備内訳書」（様式4-6）及び「管理の対価内訳書」（様式4-7）に準じて、事業契約締結後速やかに内訳書を作成し、市に提出すること。

キ この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条及び横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例

(昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号) 第 2 条に規定する議会の議決に付さなければならぬ契約であるため、横浜市会において契約議案が可決されることによって確定するものとする。この場合、特定事業仮契約書は、そのまま特定事業契約書とみなすものとする。

手続における交渉の有無
無。

(3)選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者の特定事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

債権の譲渡

選定事業者が、市に対して有する本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、管理業務、食堂運営業務及び付帯事業の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することができない。

債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、市に対して有する本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、管理業務、食堂運営業務及び付帯事業の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

土地及び建物の使用等

選定事業者は、事業期間中において、特定事業の用に供するために、市が所有する土地及び建物のうち、必要な範囲を、無償で使用できるものとする。

財務書類の提出

選定事業者は、毎会計年度、当該会計年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、監査報告書とともに毎会計年度経過後 3 ヶ月以内に市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

(4) 市と選定事業者の責任分担

基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、管理業務、食堂運営業務及び付帯事業の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、特定事業契約によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について特定事業仮契約書(案)に示されていない場合は、落札者と市の協議により定めるものとする。

金融機関との直接協定の締結

事業の継続を出来るだけ確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. サービスの対価の支払条件

(1) サービスの対価の支払い

市は、本施設の設計・建設に係る対価と本施設の管理に係る対価を事業期間終了までの間、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する市と選定事業者との間で締結する特定事業契約書に定めるところにより支払う。

サービスの対価の構成

サービスの対価は、本施設の設計・建設の対価及び管理の対価から構成される。

サービスの対価の具体的な構成は、以下のとおりである。

サービスの対価の構成

区分	算定項目
設計・建設の対価	割賦元金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査業務及びその関連業務に係る費用 ・ 本施設の設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務に係る費用 ・ 本施設の建設及びその関連業務 （建設費には什器備品の整備費用や食堂運営のための厨房機器等の整備費用含む） ・ 本施設の工事監理及びその関連業務 ・ 上記業務を実施する上で必要な費用（特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等） 割賦金利
管理の対価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物保守管理業務に関する費用 ・ 建築設備保守管理業務に関する費用 ・ 外構等維持管理業務に関する費用 ・ 環境衛生・清掃業務に関する費用 ・ 安全管理業務に関する費用 ・ 什器・備品保守管理業務に関する費用 ・ 図書室管理業務に関する費用 ・ 地域開放施設管理業務に関する費用 ・ その他（食堂運営業務に関する費用）(任意) ・ 上記業務を実施する上で必要な費用（公租公課、保険料、各種手数料等）

支払時期

市は選定事業者に対し、サービスの対価を平成21年4月を第1回とし、平成33年4月請求分まで、年2回（原則として4月及び10月）計25回にて支払うこととする。

サービスの対価の算定方法等

ア.設計・建設の対価

設計・建設の対価はそれぞれ年2回（4月請求分、10月請求分）とし、25回払いとする。

設計・建設の対価のうち、割賦元金と割賦金利の算定方法は、以下の通りとする。

a.設計・建設の対価の支払い方法

設計・建設の対価は、元利均等払いとする。

各回において同額の支払いを想定しており、1回あたり元利支払額が設計・建設の対価総額の1/25となるように算定すること。

b.割賦金利の構成

下記の基準金利と入札参加者の提案したスプレッドの合計による金利とする。

c.基準金利

基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている6か月LIBORベース12年物(円/円)金利スワップレートとする。

d.基準金利の決定日

市への引渡し日の3銀行営業日前

なお、入札価格の算定にあたっては、平成17年7月20日(水)の午前10時現在における上記c.の金利を基準金利として用いることとする。

イ.管理の対価

管理の対価は開校前後の状況を勘案して、下記a.~d.に示す管理の対価A~Dとする。

管理の対価に食堂運営業務に対する費用の一部相当を見込むことも認めるが、その額は第6回以降、使用料見込み相当額(要求水準書「第8 食堂運営業務要求水準3.-(2)-イ参照」の半年分を超えないこと。

管理の対価は平成21年4月請求分を第1回とし、平成33年4月請求分まで、年2回払い(4月請求分、10月請求分)とする。

なお、原則として、4月請求分は、前年度の10月から3月まで、10月請求分は、当該年度の4月から9月までの業務に対するものとする。

a.第1回(平成21年4月請求分)の管理の対価は、市への引渡し日から平成21年3月までの約3カ月間であり、開校前であること等を勘案した管理の対価Aとする。

b.第2回(平成21年10月請求分)及び第3回(平成22年4月請求分)の管理の対価は、1学年相当の生徒数等を勘案した管理の対価Bとする。

c.第4回(平成22年10月請求分)及び第5回(平成23年4月請求分)の管理の

対価は、2 学年相当の生徒数等を勘案した管理の対価 C とする。

- d. 第 6 回（平成 23 年 10 月請求分）以降は 3 学年相当の生徒数となり、毎年、概ね変動しない見込みであり、管理の対価 D とし、以降同額とする。

[管理の対価の対象期間及び管理の対価]

	対象期間	管理の対価
第 1 回	引渡し日～平成 21 年 3 月	A
第 2 回	平成 21 年 4 月～平成 21 年 9 月	B
第 3 回	平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月	B
第 4 回	平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月	C
第 5 回	平成 22 年 10 月～平成 23 年 3 月	C
第 6 回	平成 23 年 4 月～平成 23 年 9 月	D
	(中略)	
第 25 回	平成 32 年 10 月～平成 33 年 3 月	D

支払手続

ア. 設計・建設の対価

選定事業者は、平成 21 年 4 月 1 日以降において、毎年 4 月 1 日以降及び 10 月 1 日以降、速やかに市に対して請求書を送付する。

市は、選定事業者から請求書を受領した日から 30 日以内に設計・建設の対価を支払う。

イ. 管理の対価

管理の対価については、市が定期的にモニタリングを実施し、特定事業契約及び入札説明書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で支払う。

選定事業者は平成 21 年 4 月 1 日以降において、毎年 4 月 1 日以降及び 10 月 1 日以降、各 7 日以内に、市に対して半期業務報告書を提出する。

市は半期業務報告書の内容が業務要求水準を満たしていることを確認し、半期業務報告書受領後 7 日以内に、選定事業者を確認結果を通知する。管理業務に係る対価の減額等を行う場合には、減額後の支払額等を通知する。

選定事業者は当該確認結果の通知を受けた後、速やかに市に請求書を提出する。

市は選定事業者から請求書を受領した日から 30 日以内に管理の対価を支払う。

(2) 物価変動に伴う管理の対価改定の考え方

管理の対価（食堂運営業務の一部経費に対するものは除く）については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、特定事業契約の定めるところにより対価の変更を行う。物価変動に伴う対価改定の詳細については、「特定事業仮契約書（案）」を

参照すること。

(3)管理の対価の減額等

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、植栽外構管理業務、環境衛生管理・清掃業務、地域開放施設管理業務及び食堂運営の各業務について、それぞれモニタリングを実施し、各業務のサービス水準が、特定事業契約書等に定める条件を満たさない場合、市は選定事業者に対して是正の勧告を行い、管理の対価を減額するものとする。

減額基準、減額幅等の詳細については、「特定事業仮契約書(案)」を参照すること。

(4)その他

食堂運営の実施に際して生じる使用料の支払い調整手続きについて、附属資料 1「要求水準書」(第 8.食堂運営業務要求水準 3.-(2)-イ)を参照すること。

8 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1)法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制度上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制度上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制度や税制の改正により、措置が可能となる場合、可能な範囲で市は必要な協力を行う。

税制上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、次項を参照のこと。選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を選定事業者が受けられるよう、可能な範囲で必要な協力を行う。

(2)資金調達上の支援措置の適用

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業である。入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

ただし、入札提案の際には、民間金融機関と同様の金利水準として提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

9 その他

(1)選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、特定事業契約書において付保する保険を示すこと。

(2)苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）による苦情申立ては、横浜市財政局契約部契約第一課相談担当（電話 045-671-3805（直通））に対して苦情を申立てることができる。

(3)関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、市のホームページにて掲載する。

10 . 附属資料

- 1 要求水準書
- 2 落札者決定基準
- 3 様式集